

道 空 衛

決 裁	会 長		事 務 局
		専務理事 28.8.31 高清水	28.8.30 林

事業主団体各位

道 札

事 務 連 絡
平成 28 年 8 月 25 日



厚生労働省北海道労働局雇用環境・均等部企画課長

改正育児・介護休業法等の周知について（協力依頼）

時下、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、妊娠・出産・育児期や家族の介護が必要な時期に、男女ともに離職することなく働き続けることができるよう、仕事と家庭が両立できる社会の実現を目指し、雇用環境を整備するため「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」が平成28年3月に改正され、平成29年1月1日から施行されます。

つきましては、下記資料をお送りしますので、貴下会員企業への周知、広報紙への掲載、貴団体ホームページへの掲載等に御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

送付資料

- ・「育児・介護休業法が改正されます！」リーフレット

【リーフレット掲載】

http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/pdf/ikuji_h28_06.pdf

【問い合わせ】 担 当 厚生労働省北海道労働局雇用環境・均等部企画課
住 所 札幌市北区北8条西2丁目1番1
札幌第1合同庁舎 9階
電 話 011-709-2311 (内線 3572)
F A X 011-709-8786